

人口4万人を越える

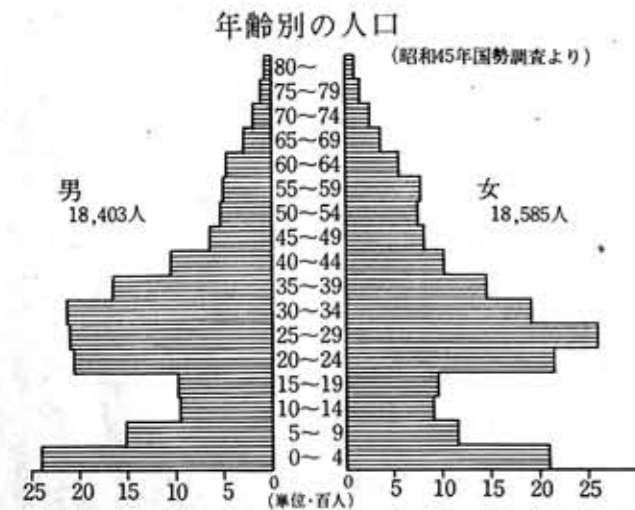
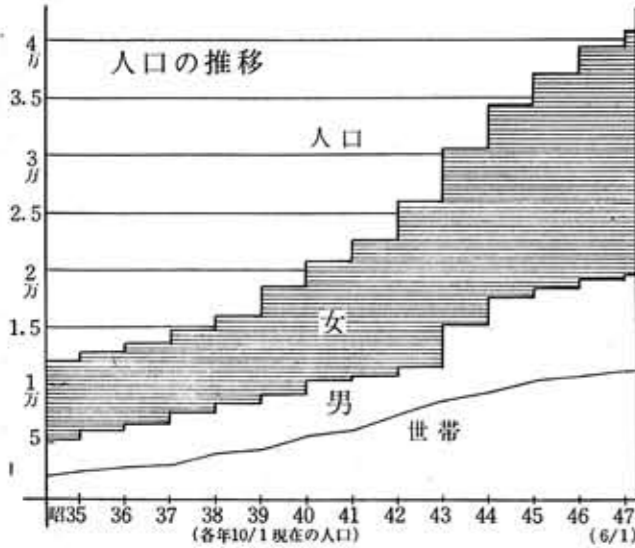
京都府下では第9番目

●……町の人口が4万人を突破しました。昭和29年に1万人を、昭和44年に3万人を越え、急激に人口が自然増や社会増などで、増加しつづけて以来、こし6月にはいり4万人を越えました。

●……人口の増とともに、町の様相も都市化し、交通の便など立地条件から、京阪間の近郊住宅都市の形態を備え、現在、人口の増加は鈍化傾向をみせているとはいえ、ふえつづけている現状です。京都府下で、人口4万人を越えたのは、第9番目にあたります。

●……昭和40年からの伸び率をみますと人口では93・8パーセント、1万9,438人の増、世帯数では6,101世帯の増を示しています。

●……参考までに昭和45年10月1日現在で行なわれた第11回国勢調査による、町の人口集中地区をみますと、町の面積8平方キロメートルのうち、3・4平方キロメートル、42・5パーセントが人口集中地区となり、人口3万4,333人、世帯数9,795が集中しています。



(人口4万人目の祖父江さん)

人口4万人目は 祖父江さん一家

六月十四日、人口4万人目が誕生しました。四万人目にあつたのは、大字物集女小字出口に京都府市から転入されてきた祖父江さん一家です。
広報係では、人口4万人を記念して、アルパムと町勢要覧を記念品としてお渡ししました。
転入届をされたのは、祖父江幸江さん(四十七歳)で、あなたが入居されている様子でした。
転入された理由を聞いてみますと、祖父江さんは「一宮がきれいだ」と語っていました。これからはますます本町に住まわれることと見られます。

国民年金だより

保険料の免除手続きはお早く

国民年金には、家計が苦しかったり、失業や災害などで保険料を納めたくても納められない人についても年金が受けられるように、保険料を納めることを免除する制度があります。
つぎのような人は、保険料が免除されますから7月末日までに印紙を持って、役場保険年金課年金係へ申請(届出)してください。
・保険料が免除される人

- (1) 所得がなかったり、保険料を納めることが困難な人
- (2) 生活扶助を受けていたり、国民年金の障害、障害福祉年金や母子福祉年金を受けている人(注意) (1)にあてはまる人の免除は、いちど認められたら永久に免除されるというものではありません。現在免除を受けている人も、引き続き免除を希望する場合は、毎年申請をしなければなりません。なお、保険料を免除されたとき免除が認められた期間も年金を受けるための資格期間として計算されますが、その期間についての年金額の計算は保険料を納めた人の場合にくらべ、三分の一になります。

検認事務が変わっています

こし4月から、国民年金保険料の検認事務の取扱方法が変わっています。これまで、みなさんが国民年金の保険料を納めると、国民年金手帳に印紙をはってそれに検認する取扱いをしていました。これと、この検認事務の合理化をはかるため、国民年金印紙は、特定の用紙一括してはって検認する取扱いになっています。このため、こし4月からの保険料は、加入者の国民年金手帳には、印紙をはらないことになっていますから、ご注意ください。
なお、納められた保険料の納付記録は、領収書が交付されますから、領収書を国民年金手帳にはって、保存してください。

七十五歳以上に引き下げ

町の老人医療 支給範囲を拡大

こし4月からは町の老人医療給付制度の年齢を七十五歳以上に引き下げ、給付を実施しています。昨までは、町の老人医療給付の年齢は七十八歳以上でしたが、今年度も支給範囲を拡大し、七十五歳以上としたものです。
今年度の老人医療給付制度のあらましは、つぎのとおりです。

- ①支給資格要件
・年齢一六五歳以上のわがまきり老人、七十五歳以上の老人
- ②所得制限一人または扶養義務者(配偶者含む)の所得額が老齢福祉年金の支給停止となる額未満である者
- ③住所一町内に住民基本台帳登録後三か月以上経過している人(前住地が京都府下で老人医療費の支給を受けていた人はこの限りではありません。)
- ④六十五歳以上のわがまきりの人
- ⑤国民年金の自己負担額全額
- ⑥扶養の一人一自己負担額全額(ただし、附加給付のある人については、自己負担額から附加給付のある人については、自己負担額から附加給付の額を差し引いた額)
- ⑦なお、老人医療費として支給する額は、老人医療費として支給する額が一月三万円を越えるときは、三万円を限度とします。
- ⑧老人医療費の支給は、申請日翌月の診療日から資格のなくなる日の診療日までとします。
- ⑨なお、こし4月中旬に申請された人については、4月診療分から支払われます。
- ⑩国民年金一京都府外の医療機関

標準小作料が決まる

農地法の一部改正の法律の施行に伴って、昭和四十六年十月から小作料の一律単位の最高額統制制度が廃止され、新たに小作料の標準額の設定を、農業委員会による議決の制度が設けられました。この小作料の標準額の制度は、新しく契約される賃貸借については、小作料は統制されないで、小作料の経営の安定をはかることを目的とし、(2)地域社会の関係者が納得できる公正な水準で、小作料をきめ、これを地域として守っていく、というものです。
しかし、改正法の施行日現在の小作地で、個人が耕作するものについては、なお十年間、過渡的に減額告知制度を設置

民生委員は、社会福祉を高めるために大きな役割を

民生委員は、社会福祉を高めるために大きな役割を、京都府内で受診された場合は不要です。
・社会保険各法による被扶養者
①家族療養費附加給付のない政府管掌健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険などの被扶養者は、病院、診療所などに支払った金額を証する証明書
②家族療養費附加給付のある健康保険組合または共済組合などの被扶養者の人は、家族療養費支給証明書

農地転用に 届出制採用

市街化区域内 農地転用に、今までの許可申請制とあわせて届出制ができました。この届出制ができたことにより農地転用をする場合の必要な手続が、簡素化されました。たとえば、農地転用の書類が届出されると、農業委員会が審議した後、京都府に進達しますが、京都府からの「受理通知書」は、許可制の場合より早く来ることになったことと見られます。

お気軽にご相談を

- ▽寺戸一宮蔵助太夫、西田正興、西村ヤスヨ、丸谷千代造、長谷川トシ栄、中村フサ子、青山三三、藤家恵美子、石井テヲ、岡崎静子
- ▽岡崎志馬、西出紅茂、野村福
- ▽森本一菊地徳子、清水シヨ、中葉重治
- ▽鶴尾井一高岡朝子、山本サズメ、藤田千代
- ▽西向日一安井清
- ▽上植野一小嶋種治
- 山本静
- ▽向日一中葉重蔵
- (敬称略、順不同)

農地転用に 届出制採用

しかし、「届出制」は、必要な添付書類をそろえておけば、手続きは簡単ですが、その反面、違反(たとえば、事前着工など)をすると受理されませんから、十分にご留意ください。